**市税を一時に納付できない方のための猶予制度が変わります。(平成２８年４月１日から)**

**換価の猶予**

**市税を一時に納付することにより、**

**事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められる**などの

**一定の要件に該当するときは･･･**

**その市税の納期限から６か月以内に、管轄の市税事務所に申請することにより、**

**１年以内の期間に限り、換価の猶予が認められる場合があります。**

※上記の「申請による換価の猶予」のほか、「市長の職権による換価の猶予」があります。

**徴収猶予**



**北九州市**

お問い合わせ先　東部市税事務所納税課　TEL：０９３-５８２-３３７５

　　　　　　　　西部市税事務所納税課　TEL：０９３-６４２-１４６９

**市税を納期限までに納付できない場合には、お早めに管轄の市税事務所納税課にご相談ください。**

市税を納期限までに納付していない場合、納付までの日数に応じて延滞金がかかります。

また、督促状の送付を受けてもなお納付されない場合には、財産の差押えなどの滞納処分を受けることがあります。

**・猶予期間中の延滞金の全部又は一部が免除されます。**

**・財産の差押えや換価（売却）が猶予されます。**

**猶予が認められると･･･**

などにより、市税を一時に納付することができないと認められるときは･･･



**管轄の市税事務所に申請することにより、１年以内の期間に限り、徴収猶予が**

**認められる場合があります。**

①財産について災害を受け、又は盗難にあったとき

②納税者又はその生計を一にする親族などが病気にかかり又は負傷したとき

③事業を廃止し、又は休止したとき

④事業について著しい損失を受けたとき

⑤本来の期限から１年以上経過した後に、修正申告などにより納付すべき税額

　が確定したとき